

令和元年7月分（6件）

【市長への手紙 要望書】

内容	今回、「館山市立第二中学校、第三中学校の統合に関する説明会」に参加しました。日々、主に子どもをケアする母親の姿が多く見られました。意見は、1. 当事者無視の行政執行部への憤り①保護者に説明がないまま、校舎建替と統合の通知が子供から保護者に配付②第三中学校の耐震結果（Is 値 0.33）が出た平成 26 年時とそれ以降も、保護者には一切説明会や通知がない③この 5 年間、行政や議会で耐震対応が検討されつつも、PTA は審議の場にも入れてもらえず、一時移転先の検討（県立高校や仮設）、リスク、安全の配慮等の情報提供や議論をしていない④議会に統合の話を諮る前に、市長、副市長、教育長の三役で統合方針を広報するという民意の軽視・無視、2. 津波避難の不安、3. 避難所機能の確保、4. 2 年間という短い準備期間での統合は、子ども、保護者、教員に心理的負荷が相当かかり不安がある等が挙がっていました。 私は、行政にも事情があるからと静かに待ち続けてきました。その結果が、建替と統合がほぼ 10 割決まった段階での説明会でした（憤り）。今更、方針は変えにくい事も重々承知ですが、子どもを守る為、一縷の望みとして、三中生の安全な教育環境への早期移転（南高跡地移転の県との交渉、仮設）を訴えました。 一連のプロセスを鑑みた時、地域構造が動く程の学校統合方針の決定プロセスに PTA・生徒という当事者を交えた審議の場が開かれず、全く議会の場で学校統合を諮らずに三役で決定した内容を広報した行政執行部の姿勢は、民意を無視した暴挙であり、見過ごせません。なお、説明責任のある三役の 1 人である副市長は説明会に現れませんでした。 行政執行部の方々も参加されたからわかると思いますが、この思いは、全ての会場、つまり当時者である保護者及び生徒の多数の意見でありました。子どもは、自分たちの事として、親や行政の動向を素直にみつめています。 要望として、 ① 館山市立第三中学校の生徒の早期移動。元南高校の利用を県と即時交渉開始。 ② 市民協働条例での内容充実を図り、統合意思決定や統合までのプロセスに当事者である PTA や市民との審議を明記してほしい。 ③ 子どもと教員の安全と健康、教育環境を整える為、これから PTA や生徒を審議の中に入れ、安心して子育て、学べる環境を整えて欲しい。 ④ 市全体の教育目標、方法、取り組みについて広く当事者である教員、保護者、生徒に伝えること ⑤ 今回の説明会の内容を文書にて各戸配付と広く知らせることに切に願います。 なお、本要望は 1 か月以内に文書にてご回答ください。 【R1. 7. 4 受理】
回答	①館山市立第三中学校の生徒の早期移動。元南高校の利用を県と即時交渉開始。 第三中学校の生徒の移転先については、第三中学校敷地内等への仮設校舎の建設、旧千葉県立安房南高等学校校舎や千葉県立館山総合高等学校水産校舎等の利活用など、様々な検討を行った結果、市執行部として「第二中学校校舎への移転、二中と三中の統合」が最善であるという結論に至りました。 旧安房南高等学校跡地については、再度、検討結果を確認しましたが、令和 2 年度から千葉県警察庁舎の建設が始まり、また、耐震性が低く庁舎建て替えが急務となっている安房合同庁舎の建設予定地でもあることから、旧安房南高等学校校舎の利活用について、千葉県と交渉することは考えていません。 第三中学校生徒の安全確保を最優先としていますが、第二中学校校舎の改修をはじめ、学校名、通学路や通学方法、生徒指導等に関する協議、カリキュラム調整など様々な調整事項があることから、移転時期については最短で令和 3 年 4 月となる見込みです。

②市民協働条例での内容充実を図り、統合意思決定や統合までのプロセスに当事者であるPTAや市民との審議を明記してほしい。

館山市が行う施策については、内容によってプロセスは異なりますが、市政運営を任されている執行部としては、様々な角度から検討を重ね、方針等が整った段階で市民の皆さまや議会にご説明し、ご意見等を伺いながら、ご理解を得ていくことになります。

様々な施策を進めていく上では、市民の皆さまのご理解をいただくこと、また、議会での審議、議決が必要となりますが、その過程において、執行部として、十分な説明ができないことは無責任であると考えています。

第三中学校の生徒の安全確保については、平成26年度から様々な検討を重ねてきましたが、方向性が定まらない状況もあったことから、結果として保護者の皆さまや地域住民の皆さまと協議する機会を作れなかったことについては、大変申し訳ないと考えています。

本件について、方針決定前の段階で市民の皆さまに十分にご意見を伺うことができませんでしたが、様々な角度から検討を重ねたうえで、執行部として今回の方針を決定しましたことをご理解くださいますよう、お願いいたします。

また、館山市市民協働条例は、市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、連携、協力してまちづくりに当たることにより、誰もが住みやすく活気にあふれた魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とし、市民等及び市がそれぞれの役割を分担し、どのように連携、協力していくべきなのかといった基本的なルールを規定したものです。

同条例は、学校統合に特化したものではありませんが、今後、学校の統合等を進めていく過程においては、同条例の趣旨に則り、検討段階においてもPTAや保護者の皆さまに積極的に情報提供を行いながら、進めていきたいと考えています。

③子どもと教員の安全と健康、教育環境を整える為、これからPTAや生徒を審議の中に入れ、安心して子育て、学べる環境を整えて欲しい。

先日開催した4回の説明会において、「関係学校のPTAから代表者を集めて、今後の進め方等について、意見を求める検討会のような組織を作ったらどうか」とのご提案もいただきました。

そこで、第二中学校区及び第三中学校区の小中学校のPTAにご協力いただき、PTAの皆さまから今後の進め方についてご意見を伺う検討会（仮称）を開催します。

また、統合等に伴い教育環境が変わることによる生徒の不安については、生徒の意見等も聞きながら、不安解消に努めていきます。

④市全体の教育目標、方法、取り組みについて広く当事者である教員、保護者、生徒に伝えること。

現在も、館山市全体の教育目標を踏まえ、各学校において教育目標を定め、PTA総会の場などを通じて、保護者の皆さまにもお知らせしているところですので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

⑤今回の説明会の内容を文書にて各戸配布と広く知らしめること。

4回開催した説明会の記録をまとめ、先日、第二中学校区及び第三中学校区の小中学校に通う児童生徒の保護者の皆さまに書面によりご報告したところであり、また、説明会に参加できなかった方からのご意見も伺いたいと考えていることから、保護者の皆さま

まを対象としたアンケートもお願いしたところです。

アンケートでいただいたご意見等については、取りまとめ後に館山市ホームページで情報提供する予定です。

なお、説明会の開催状況については、市広報だん暖たてやま（8月1日号）に概要としてまとめたものを掲載するとともに、館山市ホームページでも情報提供していきます。

※第三中学校生徒の移転先の検討経緯について（追加依頼）

1. 現在の校舎の耐震改修について

三中校舎は特殊な鉄骨造りであるため、耐震改修工事を行う場合は、一旦外壁を撤去した上で、筋交い補強を施工し、改めて外壁を新設することになります。

この工法は、校舎を使用しながら行うことが困難であること、工事期間も約1年、経費も約17億5千万円と想定されること、また、建て替えであれば60年は使用可能となると、仮に改修を行った場合の使用年限については20年程度であることから、耐震改修ではなく、新しい校舎に建て替える方針を固めました。

2. 仮設校舎の建設について

仮設校舎は、現在と同規模の校舎を建設する必要があります。建設等に関する経費としては建物リース代、建築・撤去工事、電気・空調・給排水等の設備工事で5億円程度必要であり、さらに、新校舎建設後には撤去する必要があります。

仮設校舎は、建築基準法上、新校舎工事期間中の一時的な利用に限定して許可されます。新校舎建設のための実施設計は令和2年度に行う予定であり、その中で建築確認申請を行うため、今すぐにはできず、早くて令和3年度中の建設となります。

また、一時的な利用に限定して許可されることから、構造上もあらゆる災害に対して万全なものではないこと、さらに、仮設校舎の近くで新校舎の建設が行われるため、騒音や振動などの影響、室温など教育環境が低下します。

3. 旧千葉県立安房南高等学校校舎の利活用について

旧安房南高等学校跡地については、令和2年度から千葉県警察庁舎の建設が始まり、また、耐震性が低く庁舎建て替えが急務となっている安房合同庁舎の建設予定地となっています。旧南高校校舎の利活用が可能であるか現地確認も行いましたが、使用可能なエリアは限定的であり三中生徒全員が移転することはできません。

また、今後の千葉県の施設整備計画を考慮すると、第三中学校の新校舎建設完了まで使用することはできません。

4. 千葉県立館山総合高等学校水産校舎等の利活用について

水産校舎については、現在も館山総合高校海洋科の授業で使用されており、また、水産技術等を学ぶための特別教室が多く、普通教室として利用できる教室が少ないため、三中生徒全員が移転することはできません。

◆検討結果について

二中は津波想定エリア内に位置しているため、津波発生時の避難方法について検討が必要となり、また、周辺道路も狭く、生徒の安全な通学方法の検討が必要となります。

しかしながら、二中は市の施設であり、三中生徒全員が移転可能な教室数が確保でき、耐震性も問題ないこと、また、生徒移転に関し、大規模な改修を必要とせず、最も早く三中生徒を移転させることが可能であることから、総合的に判断した上で、移転先として二中が最善であるとししました。

二中に移転した際には、1つの校舎に2つの学校が存在することになり、教育活動に

	支障が生じる可能性があります。また、将来的な生徒数減少への対応、効果的な教育環境の整備を図ることなどから、移転の時期となる令和3年4月に二中与三中を統合し、新しい中学校として開校したいと考えています。その後、新校舎完成（令和6年3月予定）の際、統合後の全ての生徒が新しい校舎に移転する方針を固めたところです。 【R1. 7. 19 回答】
--	--

【JR 東日本への要望活動について】

内容	館山市では、J R 東日本に対し、千葉県 JR 線複線化等促進期成同盟等を通じて、内房線の利便性向上を要望しているかと存じます。 https://www.pref.chiba.lg.jp/koukei/tetsudou/documents/chiba-ippan.pdf しかしながら具体的な要望事項を確認しますと、困難なのではないかという内容も一部ございます。 その中でも東京方面直通の快速列車の運行区間延伸を要望されていますが、利用が少ない君津～館山～安房鴨川間において、10 両編成や 15 両編成の快速列車が運行するのは、J R 東日本としても難色を示しているのではないのでしょうか。 また市原市や袖ヶ浦市などでは、東京方面直通列車の増発を要望しております。仮にこれを実施する場合には千葉～君津間の普通列車削減による、千葉～館山方面直通の普通列車がさらに削減される恐れもございます。 さらには内房線君津～安房鴨川間で車掌が乗務しないワンマン運転が検討されているとの情報もございます。 https://doro-chiba.org/nikkantag/8479/ その際には千葉～館山方面直通列車が実際に削減されることになるでしょう。 一方でワンマン運転は、既存の 209 系電車で行うことができず、新型車両の新造または既存車両の改造が必要です。 また J R 東日本では、総武快速線・横須賀線に新型車両 E235 系導入が計画されています。 https://www.jreast.co.jp/press/2018/20180902.pdf そこで今後新造する総武快速線 E235 系の付属編成 4 両編成について、ワンマン運転に必要な装備を追加し、さらに現在の計画よりも新造数を増やすよう要望していく考えはないのでしょうか。 これにより東京方面～館山方面直通の快速列車の運行が、東京方面～木更津・君津間は 15 両編成での運行木更津または君津駅で連結・切り離し作業を行い、木更津・君津～館山・安房鴨川間は 4 両編成によるワンマン運転での運行という形が可能となります。 【R1. 7. 16 受理】
回答	ご承知のとおり、JR 東日本に対しては、千葉県が事務局を務める「千葉県 JR 線複線化等促進期成同盟」を通じ、沿線市町と共に要望活動を行っているところです。 JR 内房線君津以南の線区については、人口減少や高速道路の全面開通による自家用車、高速バスへの転移、私立高校スクールバスの充実等により利用者数が激減しており、館山市としても大変厳しい状況に置かれていると認識しています。 以前は、本市も「特急列車の復活運行」等を要望内容に掲げておりましたが、厳しい現実を鑑み、今年度は「普通列車に自転車を積載できる制度の導入」や「観光利用者向けのソフト施策充実」などに内容をシフトさせ、観光客等の新たな需要の取り込みを強化するよう申し入れを行いたいと考えているところです。 頂戴したご意見を参考にしながら、今後も、内房線の維持・活性化に向け、JR 東日本や千葉県、沿線市町と連携し、効果的な施策の検討、実施に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【建設課に疑問！】

内容	個人の所有の土地から市道に枝が伸びて、通行に影響しています。市役所の建設課に電話して現象を見てもらいましたが、一か月たってもなんにも返事無く連絡しましたが内容に理解できない！係長が電話くれ、またしてもわけわからない。詳細は、係長に確認してください！ 【R1. 7. 24 受理】
回答	詳細について、建設課より報告を受け、7月24日に連絡させていただきました。 また、同日、建設課からも連絡させましたが、この道は市道（認定道路）ではなく、法定外道路といい、管理は地元で行っています。 道路への枝木の相談を受けた場合、土地所有者に建設課から伐採の依頼の通知をしています。 今回の場合、土地所有者が冬までには切ることができるという事で、時間を要するため、建設課の担当者との話しの中で、土地所有者の了解を得て、担当者が伐採すると言ったことは間違いであり、大変ご迷惑をお掛けしました。 この道路は地元管理の道路なので、もしもお困りであれば、地区の区長さんなどに相談して頂ければと思います。 【R1. 7. 30 回答】

【バイパスの雑草の除去について（消防署十字路から那古方面へ）】

内容	道路の分離帯歩道に草が茂り、これが観光都市館山かと惨めな気分になってしまいました。高速道路を降りた観光客の第一に目にする館山の姿が草の茂った道路では恥ずかしいです。 高速道路では路肩の草刈りをしていました。 この道路もやってもらえないのですか。 【R1. 7. 24 受理】
回答	国道 127 号館山バイパスですが、ご意見のとおり、分離帯等に雑草が繁茂しており、適切な管理がなされていない状況となっております。 今回のご意見を受けまして、市では、道路を管理している千葉国道事務所木更津出張所に対し、国道 127 号の除草要望をしたところ、道路管理上、安全に支障となる箇所を優先的に実施しており、順次作業を行っていくとの回答でした。 既に夏本番を迎えており、観光面も考慮し、早期の実施を要望いたしましたので、今しばらくお待ちいただけますよう、よろしくお願いいたします。 【R1. 7. 30 回答】

【だん暖たてやまを右めくりから左めくりについて】

内容	前から思っていたことですが、だん暖たてやまを読んでいて1頁に記事が納まってしまえばいいのですが、納まらなかった場合、2頁目から始まって1頁へと返り、4頁から3頁へと続く場合があります。 左めくりになればスムーズに読めるのと思っていたところ、6月15日の産経新聞「私と新聞」に、将棋の羽生九段が、新聞は最終面のテレビ欄から読んで左にめくり、最後に一面を読むとありました。その方が新聞をめくりやすいからで、新聞も左にめく
----	--

	れるように向きを変えてくれたら一面から読むようになると思います とありました。左めくりを実行していた人がいたことを知り提案いたします。ご検討ください。 【R1. 7. 24 受理】
回答	「だん暖たてやまを右めくりから左めくり」 というご提案ですが、近年、広報紙等では、アルファベットや算用数字等を用いる場合に、読みやすいとされる横組みの記事が増えており、そういったことから、館山市でも横組みの記事を中心に作成しています。 横組みの場合は通常左から読むので、おっしゃるとおり、左めくりにしたほうが読みやすいのかと思いますが、横組みの記事だけではなく縦組みの記事もあることや、市民の皆様が今の形で慣れているところを左めくりにすることで、逆に読みづらくなる恐れがありますので、右めくりで作成させていただいております。 ご提案いただいた内容につきましては、より良い広報紙を作るうえで、今後の参考とさせていただきたいと思います。 【R1. 8. 5 回答】

【介護保険認定について】

内容	知人近所の方で認定を受けている方が多くいますが、大変不公平な事実があります。調査の仕方を一考して下さい。 包括センターの方も担当者は事務的な書面だけで決めず、個人の状況を見て下さい。 【R1. 7. 25 受理】
回答	ご意見いただきました介護認定の調査方法についてですが、館山市では、介護認定申請を受付後、調査員がご自宅や施設等にお伺いし、国で示された基準に沿って、申請者ご本人の状況を直接確認・調査しています。また、主治医からも意見書を徴取しています。そして、それらを基に、医師・歯科医師・看護師・社会福祉士や介護支援専門員等の専門職を委員とした審査会を開き、総合的・客観的に介護度の審査・判定を行っています。 介護認定を申請される方には、介護サービスを利用しなければ生活できないという重度の方もいれば、多少の手助けにより自立した生活を続けられるという方もいます。また、当初、介護サービスを必要とする状態であっても、介護認定後、介護サービスを利用しながらリハビリ等を続けることにより、期間の経過で状況が改善され、介護サービスを受ける必要がなくなる方もいます。 サービスを受けるにあたっては、ケアプランの作成が必要となりますが、地域包括支援センターや介護支援専門員などが、ご本人の状況を直接確認して、必要なサービスが決められています。介護認定されている方であっても、必要のない介護サービスは提供されません。 さらに、認定期間が経過し、更新を申請された場合や介護状態に変化が生じ（主に重度化）、変更申請された場合も、改めて介護認定調査、主治医意見書の徴取を行った上で、審査会に諮り、判定を行っています。書面だけで認定をするようなことはありませんので、適正な認定が行われているものと考えています。 お知り合いの方が、介護保険を利用されず、ご本人の努力やご家族のご尽力により、ご自宅で、元気に健やかに過ごされているならば、大変喜ばしく、素晴らしいことです。館山市は、介護が必要な状態にならないよう、ご自身で健康管理に気をつけたり、適度な運動を続けられたりしている方が多く、本当にありがたく思います。 しかしながら、お困りごとがあり、ご自身やご家族が介護サービスを必要としているのにもかかわらず、それを我慢をされているならば、ご無理をする必要はありません。介護保険の不適正な利用は当然許されるものではありませんが、ご本人やご家族が穏やかに過ごすため、必要な時に必要なサービスを受けられることは、介護保険制度の趣旨

に則ったものです。必要な時には、ぜひ地域包括支援センターにご相談いただきたいと思います。

なお、独居の方などは、なかなか支援につながりにくい部分もあります。民生委員の方や地域のボランティアの方々等にもご協力いただいているところですが、お知り合いやご近所の方とお付き合いの中で、必要な支援等が成されているのかご心配の点やお気づきの点がありましたら、ぜひまたお知らせください。

【R1.8.2 回答】